

記

1 建設工事等の指名競争入札の参加資格については、別に定める方法に従い市に資格審査の申請をした者で、2に定める欠格事項に該当しない場合に、それぞれその申請をした業種に関する入札参加資格を与える。ただし、個別の入札については、各業者の経営規模、技術力、施工実績等を総合的に勘案して指名する。

2 欠格事項

(1) 次のいずれかに該当する者は、市長が特別の理由があると認める場合を除くほか、競争入札に参加することができない。

ア 指名競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 資格申請日の属する年の1月1日以降に創業した個人及び資格申請日現在で確定している決算がない法人

エ 別表1の右欄に掲げる国税又は地方税を滞納している者

オ 経営事項審査必要業種に申請する事業者で、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入がない者（適用除外の事業者を除く。）

カ 役員等が暴力団関係者であるとき、又は暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。

キ 役員等が自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。

ク 役員等が暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

ケ 役員等が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

コ 役員等が暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

サ 審査基準日の前日から過去2年間において不渡手形又は不渡小切手を発行したことにより銀行当座取引を停止されている者

(2) 次のいずれかに該当すると認められる者については、市長が特別の理由があると認める場合を除くほか、3年以内の定められた期間は競争入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでの規定により指名競争入札に参加できないこととされている者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 別表2の左欄に掲げる業種について、それぞれ同表の右欄に掲げる欠格条件に該当する場合は、当該業種についての入札に参加することができない。
- (4) 資格を与えられた者が、第1号から前号までのいずれかに該当することになった場合は、与えられた資格を取り消すものとする。

3 格付等

- (1) 建設工事のうち次の10業種についての指名競争入札参加申請者に対しては格付を行う。
- ①道路舗装工事 ②橋りょう工事 ③河川工事 ④水道施設工事
 - ⑤下水道施設工事 ⑥一般土木工事 ⑦建築工事 ⑧電気工事
 - ⑨給排水衛生工事 ⑩空調工事
- (2) 格付は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に基づき、経営規模、経営状況、技術力、社会性等を総合的に勘案して定め、前号の①～⑦をA、B、C、D、Eの5等級、⑧～⑩をA、B、C、Dの4等級で行う。
- (3) 格付された指名競争入札参加資格者については、別表3の発注標準に応じるものとする。
- (4) 格付を行わない業種についての指名競争入札参加資格者は、その経営規模、技術力、施工実績等を総合的に勘案して定める。
- (5) 建設業法第3条に規定する許可又は同法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていない者は、建設工事においては設計金額が500万円未満（建築工事一式については1,500万円未満）の工事の入札にのみ参加する資格を有するものとする。

税滞納欠格表

法人又は個人が、それぞれ右欄に規定する国税・地方税を滞納している場合、入札参加資格を与えない。

法人	・法人税 ・消費税及び地方消費税 ・法人事業税 ・法人市民税
個人	・所得税 ・消費税及び地方消費税 ・市民税

業種別欠格条件表

申請業種	欠格条件
建築設計	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録（代理人をおく場合は、市と契約する代理人が所属する営業所における登録）を受けていない。
測量	測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定に基づく測量業者の登録を受けていない。
石綿処理	石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号）に定める石綿作業主任者（平成18年3月31日までに取得した者を含む。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定める特別管理産業廃棄物管理責任者を直接的かつ恒常的に雇用していない。
しゅんせつ埋立て	ポンプ船を保有していない者
しゅんせつ	しゅんせつ船を保有していない者
鉄骨プレハブ 鉄骨架構 鋼けた PCけた 水門門扉	工場を保有していない者

発注標準対応表

種別 等級	道路舗装工事	土木工事 (橋りょう、河川、水道、下水含む)
A	2億円以上	3億2千万円以上
B	8千万円以上 2億円未満	1億5千万円以上 3億2千万円未満
C	3千万円以上 8千万円未満	4千万円以上 1億5千万円未満
D	7百万円以上 3千万円未満	1千万円以上 4千万円未満
E	7百万円未満	1千万円未満

種別 等級	建築工事	設備工事 (電気、給排水、空調)
A	4億円以上	4千5百万円以上
B	2億円以上 4億円未満	1千8百万円以上 4千5百万円未満
C	6千万円以上 2億円未満	6百万円以上 1千8百万円未満
D	1千6百万円以上 6千万円未満	6百万円未満
E	1千6百万円未満	_____